

生食輸発0304第6号
平成28年3月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産エゴマのジニコナゾール、スペイン産うるち米のテブコナゾール、タイ産赤とうがらしのトリアゾホス及び台湾産にんじんのアセフェート)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成28年2月17日付け生食輸発0217第1号)により通知したところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成27年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年3月4日	韓国	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジニコナゾール)
平成28年3月4日	スペイン	うるち米 (粉を含む。)	残留農薬(テブコナゾール)
平成28年3月4日	タイ	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)
平成28年3月4日	台湾	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセフェート)